

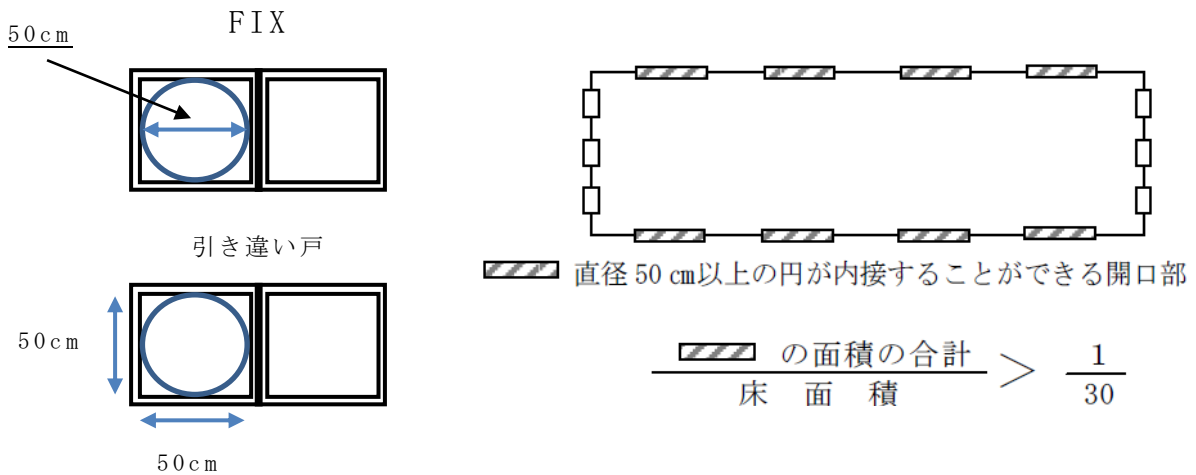
第3節 無窓階判定について

第1 床面積に対する開口部の割合

省令第5条の3第1項に規定する床面積に対する「避難上及び消火活動上有効な開口部」の割合は、次によること。

1 11階以上の階

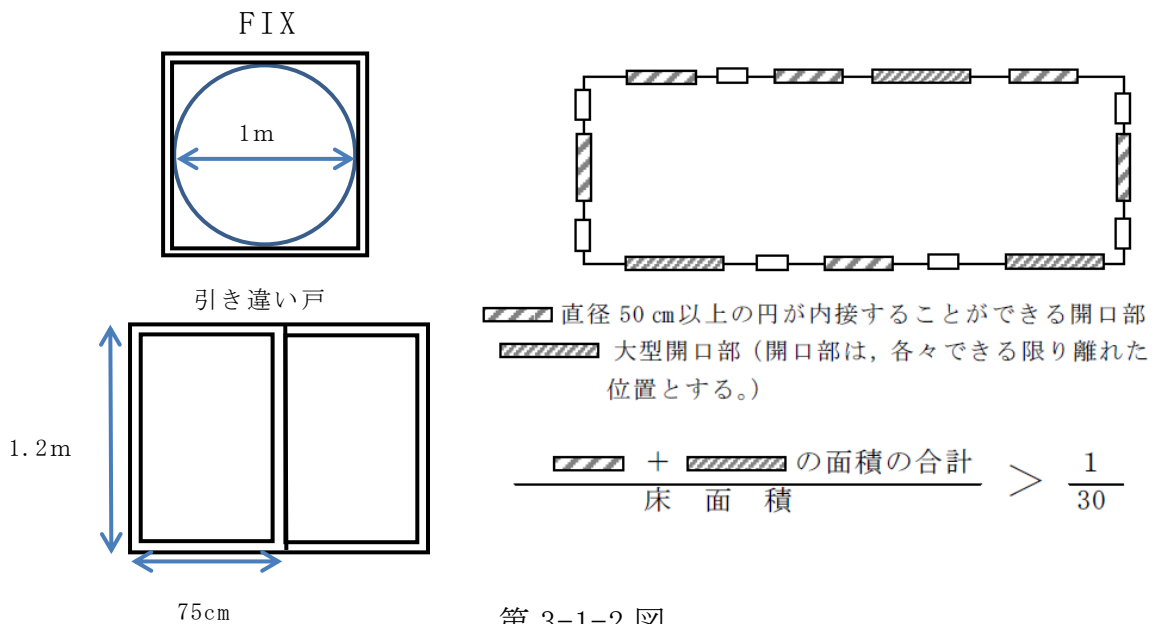
直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の30分の1を超えるものであること（第3-1-1図参照）。



第3-1-1図

2 10階以下の階

1の開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部（以下大型開口部という。）が2以上含まれているものであること（第3-1-2図参照）。

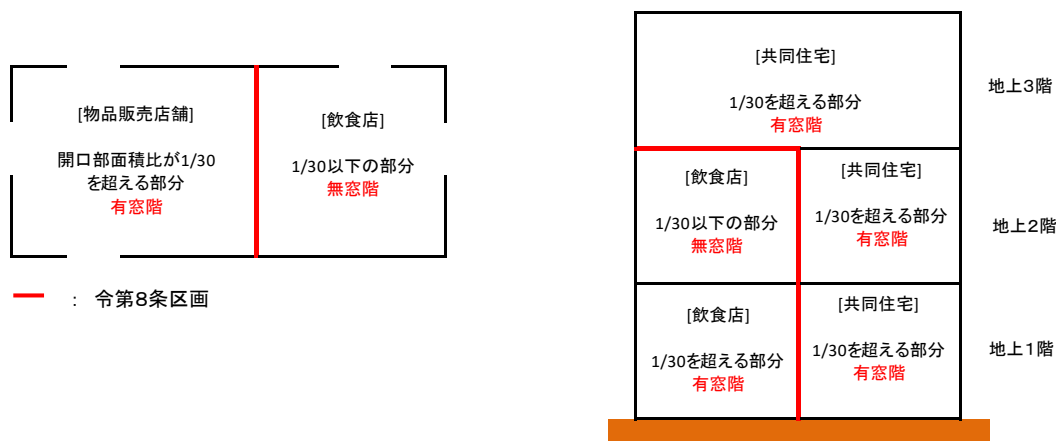


第3-1-2図

3 政令第8条区画の存する階

令第8条の区画がある場合は、当該区画された部分の階ごとに判定すること（第3-1-3図参照）。

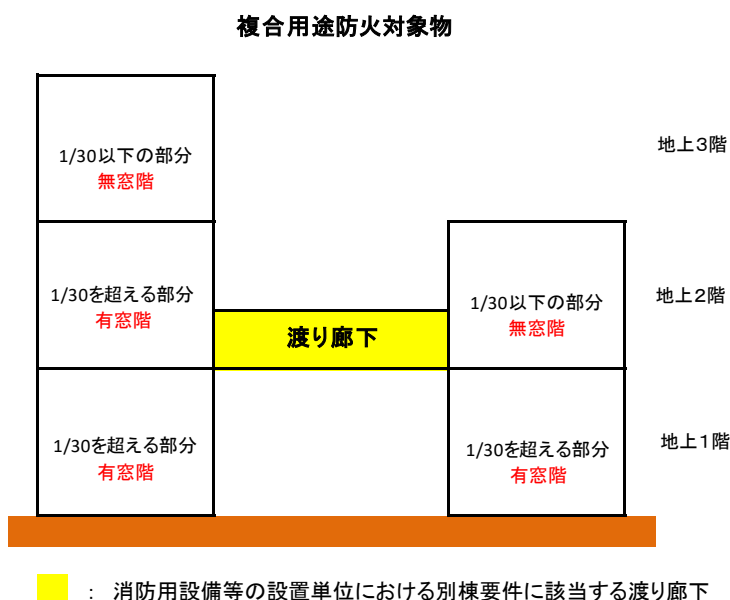
なお、令第8条の区画以外で、開口部の無い間仕切壁等により区画されている場合は、階ごとの合計床面積で判定すること。



第3-1-3図

4 消防用設備等の設置単位における別棟

各論第1節 消防用設備等の設置単位の要件を満たし、別棟として取扱う場合は、別棟として取扱う階ごとに判定すること（第3-1-4図参照）。

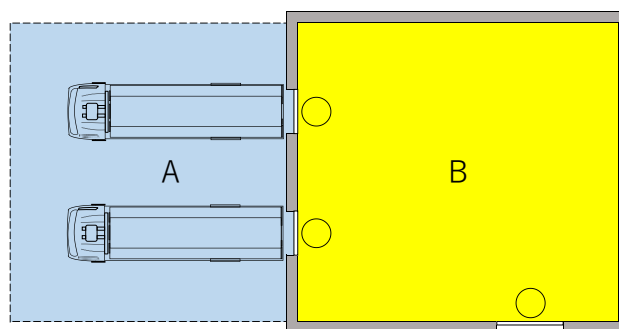
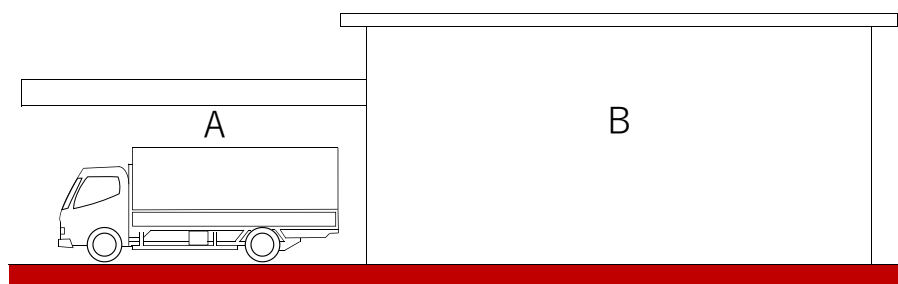


第3-1-4図

- 5 十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うとされているが、無窓階の判定を行う上ではこれによらないものとする。

(例1) ひさしがある場合の開口部の取扱い

ひさし部分の面積Aは、十分外気に開放されているが、自動車車庫としての用途を有すると認められるため、床面積の算定上は算入される。したがって建築物の床面積は倉庫部分の面積Bと合算して(A+B)となるが、無窓階の判定上は、ひさし部分は外部空間として取り扱い、床面積Bの30分の1の開口部の有無により判断するものとする(第3-1-5図参照)。



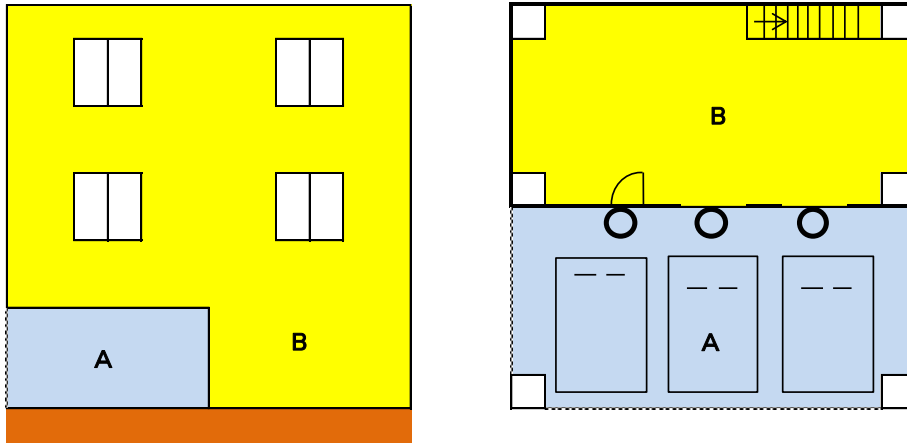
○ 有効開口部として取り扱う部分

第3-1-5図

(例2) 屋内的用途として使用するピロティがある場合の取扱い

ピロティ部分の面積Aは、十分外気に開放されているが、自動車駐車場としての用途を有すると認められるため、床面積の算定上は算入される。したがって建築物の床面積は診療所部分の面積Bと合算して(A+B)となるが、無窓階の判定上は、ピロティ部分は外部空間として取り扱い、床面積Bの30分の1の開口部の有無により判断するものとする(第3-1-6図参照)。

診療所



立面

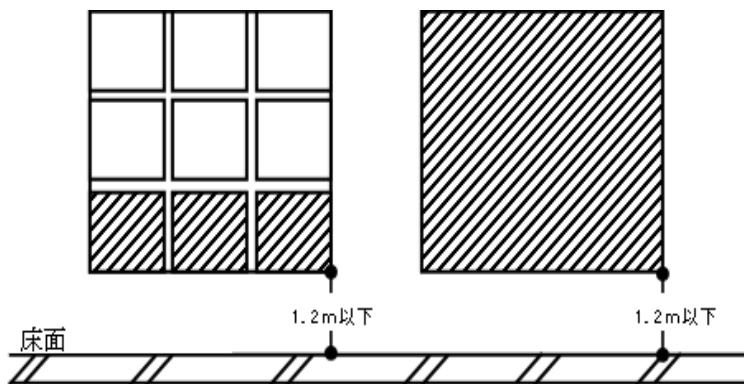
平面

○ : 有効開口部として取り扱う部分

第 3-1-6 図

第 2 開口部の位置

- (1) 次の全てに該当する場合は、省令第 5 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「床面から開口部の下端までの高さ 1.2m 以内」のものとして取り扱うことができる。
 - ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
 - イ 開口部が設けられている壁面とすき間がなく床面に固定されていること。
 - ウ 高さは 300 mm 以下、奥行は 300mm 以上、幅は開口部の幅以上であること。
 - エ 踏台の上端から開口部の下端まで 1.2m 以内であること。
 - オ 避難上支障がないこと。
- (2) 開口部が容易に外すことができない桟等で仕切られている場合は、下端が床面から 1.2m 以内にある開口部のみを有効開口として取り扱うこと(第 3-2-1 図参照)。



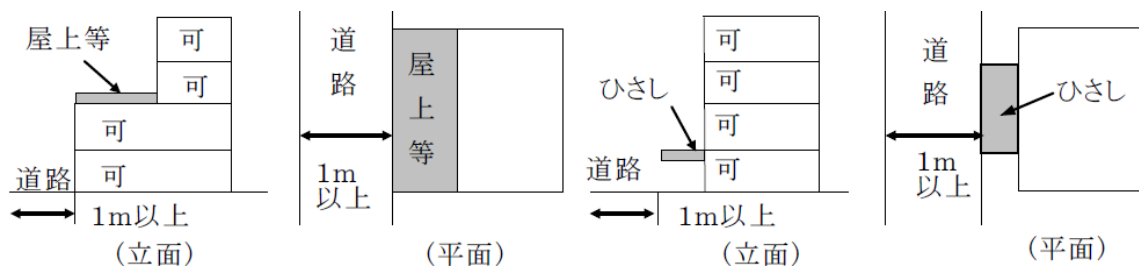
斜線部を有効開口部として取り扱うこと

第 3-2-1 図

第3 通路その他の空地

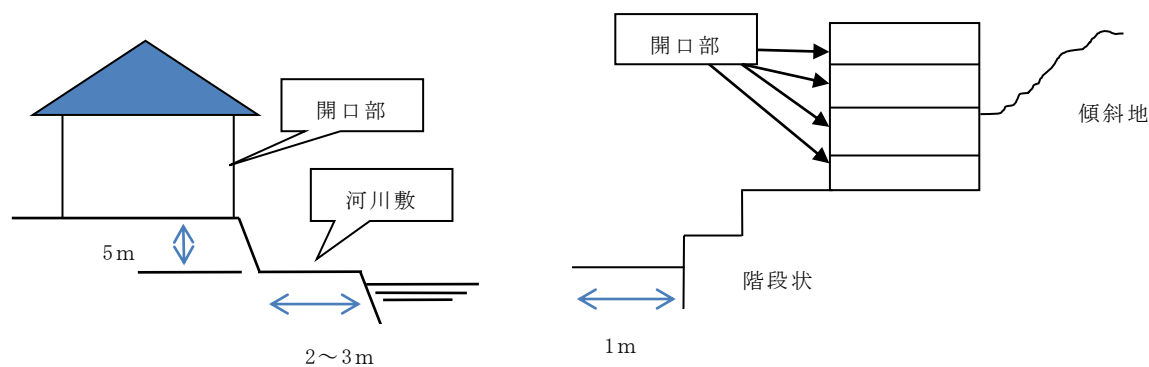
省令第5条の3第2項第2号に規定する「通路その他の空地」について、次に掲げる空地等は「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

- 1 国又は地方公共団体等の管理する公園で将来にわたって空地の状態が維持されるもの
- 2 道又は道に通じる幅員 1m以上の通路に通じることができる広場、建築物の屋上、庭、バルコニー、ひさし、屋根、階段状の部分で避難及び消火活動が有効にできるもの（第3-3-1図参照）



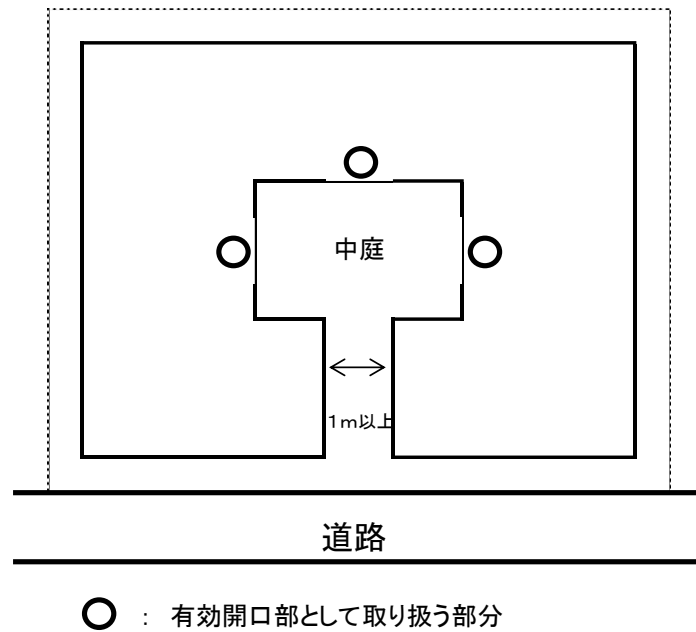
第3-3-1図

- 3 1m以内の空地又は通路にある樹木(高さはおおむね 50cm以内とする。), 塀その他の工作物で避難及び消火活動の妨げにならないもの
- 4 傾斜地, 河川敷その他消火活動が有効に行うことができるもの（第3-3-2図参照）



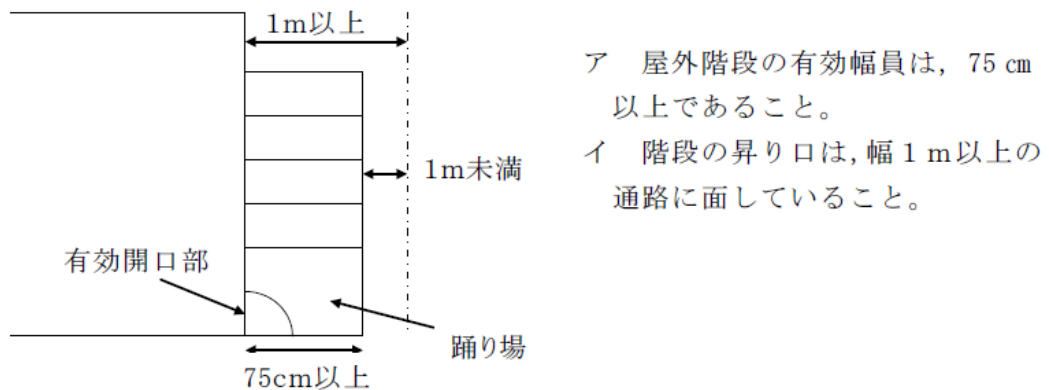
第3-3-2図

- 5 周囲が建物で囲われている中庭等で、当該中庭に面する開口部は、道又は道に通じる幅員が 1m以上の通路その他の空地に面したものであること（第3-3-3図参照）。



第 3-3-3 図

6 屋外階段の踊り場 (第 3-3-4 図参照)



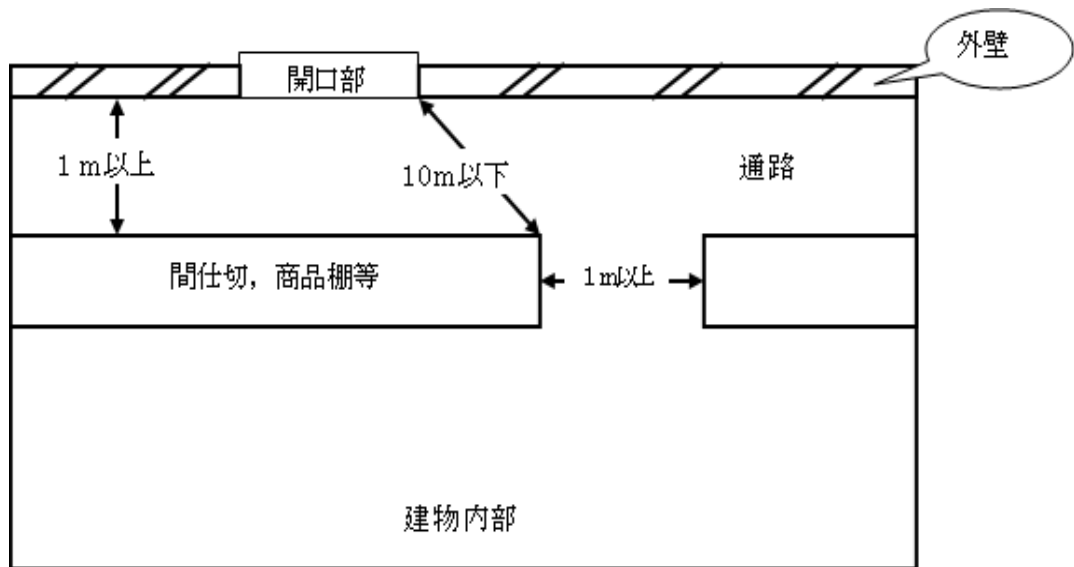
第 3-3-4 図

第 4 開口のため常時良好な状態

省令第 5 条の 3 第 2 項第 4 号に規定する「開口のため常時良好な状態」について, 次に掲げる状態は, 常時良好な状態として取り扱う。

- 1 格子, ルーバー, 開口部に接近して設けられている広告物, 看板, 日除け, 雨除け等を避難及び消火活動上の妨げにならないように設けたもの
- 2 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け, 間仕切壁等に出入口を有効に設けたもので, 次の全てに適合するもの(第 3-4-1 図参照)
 - (1) 通路は通行又は運搬のみに供され, かつ, 可燃物等が存置されていないこと等常時通行に支障ないこと。
 - (2) 通路及び間仕切壁等の出入口の幅員はおおむね 1m 以上であること(この場合, 通路の幅員が場所により異なる場合は, その最小のものとする)

- る。)
- (3) 間仕切壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離はおおむね 10m 以下であること。



第 3-4-1 図

- 3 窓部分を合板等で閉鎖したり、開口部の前面に柵（床面からの高さがおおむね 1.5m 以下のキャスター付きの可動可能なものを除く。）を設けたりすることにより、開口部を使用不能の状態にする等避難及び消火活動上の妨げとなっているものは、認められないこと。
- 4 営業中は、省令第 5 条の 3 に規定する開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階については、無窓階以外の階として取扱うことができる。

第5 開口部の構造

1 次に掲げる開口部は、省令第5条の3第2項第3号に規定する「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。

(1) ガラス

第3-5-1表に掲げるガラス窓のもの

なお、低放射ガラス（通称 Low-E ガラス）は、当該表の基板と同等なものとして取り扱って差し支えないこと。

第3-5-1表

開口部の条件 ガラスの種類			判定	
			足場有り ※1	足場無し
普通ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射板ガラス	厚さ 6.0mm 以下	引き違い戸 ※2	○	○
		F I X ※3	○	○
網入りガラス 鉄線入りガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	厚さ 10.0mm 以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 5.0mm 以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
合わせガラス	※4	引き違い戸	△	△
	※5	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
倍強度ガラス	—	引き違い戸	×	×
		F I X	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表により評価し、判断する。			

- 凡例 ○ 開口部全体を有効開口部として取扱う。
 △ 開口部の1/2を有効開口部として取扱う。
 × 有効な開口部として取扱うことができないもの

- ※1 「足場有り」とは、避難階又は外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。また、バルコニーとは、建基令第126条の7に定める構造のもの又はこれと同等のものをいう。
- ※2 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるものをいう。
- ※3 「F I X」とは、開放できない窓、いわゆるはめごろしの窓をいう。
- ※4 フロート板ガラス 6.0mm 以下+PVB(ポリビニルブチラール膜)
30mil+フロート板ガラス 6.0mm 以下
網入りガラス 6.8mm 以下+PVB(ポリビニルブチラール膜)
30mil+フロート板ガラス 5.0mm 以下
- ※5 フロート板ガラス 5.0mm 以下+PVB(ポリビニルブチラール膜)
60mil+フロート板ガラス 5.0mm 以下
網入りガラス 6.8mm 以下+PVB(ポリビニルブチラール膜)
60mil+フロート板ガラス 6.0mm 以下
フロート板ガラス 3.0mm 以下+PVB(ポリビニルブチラール膜)
60mil+型板ガラス 4.0mm 以下

(2) 次のいずれかに掲げる窓用フィルム（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラスは、第 3-5-1 表の基板ガラスによって、判定することができる。

ア 基材がポリエチレンテレフタレート（P E T）製で、基材の厚みが 100 μ m 以下のもの

イ 基材が塩化ビニル製で、基材の厚みが 400 μ m 以下のもの

(3) シャッター付開口部

次のいずれかの場合は、有効な開口部とみなす。

ア 錠装置がなく、屋外及び屋内から容易に開放できるもの

イ 煙感知器の作動と連動して施錠を解錠するもの

ウ 屋外から水圧によって開放又は解錠できる装置を備えたもの

エ 電動式シャッターで停電時でも非常電源により開放できるもの

オ 開口部に長さ及び奥行 60 cm 以上のバルコニー等の消防活動スペースが確保され、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの

(4) ドア

次のいずれかの場合は、有効な開口部とみなす。

ア 手動式ドアで屋内及び屋外から容易に開放できるもの

イ 電動式ドアで停電時でも非常電源又は手動により開放できるもの

ウ スチールドアで屋外から水圧解錠装置によって施錠を解錠できるもの

エ ガラス小窓付き鉄扉で、ガラス小窓(15 c m 角以上)を局部破壊し、施錠を容易に解錠できるもの

オ 自動火災報知設備と連動して施錠を解錠するもの

- 2 開口部の有効寸法の算定は、開口部形式により第 3-5-2 表により判断するものであること。

引き違い窓（上げ下げ窓を含む）		<p>$C \times A \times 1/2$ を原則とする。 なお、第 5-1 表右欄の無窓階の判定において○の場合は $2 \times E \times D$ とすることができる。</p>
外壁面にバルコニー等がある場合		<p>A の部分とする。 なお、B は 1 m 以上で手すりの高さは 1.2 m 以下とする。 （注）バルコニー幅員 W がおおむね 0.6 m 以上の場合に限る。これ以外は C を開口寸法とする。</p>
シャッターとガラス		<p>有効開口面積 $A + B$ ガラス戸（A、B）及びシャッターが第 5-1 表並びに第 5. 1. (1) に適合するもの</p>

第 3-5-2 表

第 6 その他

省令第 5 条の 3 に規定する開口部を有しない無人の小規模な車庫、倉庫、機械室等（床面積が 150 m²未満）で、消火活動に支障がないと認めるものは、消防用設備等の設置については、政令第 32 条の規定を適用することができる。

第 7 建築確認申請の際は、必ず無窓階判定の資料を添付すること。